

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2011年(平成23年)9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年藤沢市条例第6号)の一部
を次のように改正する。

第2条第1号イ中ア及びイを削り、(ウをアとし、同号イに次のように加える。

(イ) 市長が特に認めたと不慮の災難

第4条第1項中「祖父母」の次に「並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その
者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)」
を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれ
もが存しない場合に限る。

第6条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を
「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定
は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され災

害甲慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたこと及び社会状況の変化により
災害甲慰金の支給対象となる災害の範囲を見直したことにより、所要の改正をする
必要による。